

自民党都連の国家予算・税制改正等要望聴取会に参加！ (平成 28 年度 国の予算・制度等に関する要望書提出)

東京ビルメンテナンス政治連盟では、10月5日（月）、自由民主党東京都支部連合会の平成28年度 国家予算・税制改正等要望聴取会に参加し、国の予算・制度等に関する要望書の提出を行いました。

自民党東京都連からは、政調会長代理の中川雅治参議院議員はじめ、松本文明、土屋正忠、小田原潔、前川恵各衆議院議員、丸川珠代参議院議員、小宮あんり都議（政調会長代行）、山内晃都議（副政調会長）が、当政連からは佐藤博理事長ほか7名の理事、相談役、事務局長が出席しました。

要望事項は、前年度からの引き続き事項のほか、6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について、国機関、地方公共団体、特殊法人に対して徹底されるよう指導していただきたいこと、また民間建築物のオーナー団体等へ参考資料として送付していただきたいことを新たに項目に加えました。（別紙要望書参照）

そこで、中川参議院議員からは、品確法やガイドラインについて、国機関だけでなく地方公共団体等にも徹底させ、質の高いビルメンテナンスを行うように進めたいとの言葉をいただきました。また、ガイドラインを参考資料として送付を希望する団体について具体的に教えてほしいと質問があり、後日改めて送付希望団体リストを提出することとなりました。

土屋衆議院議員からは、今後の高齢化社会に向けて、高齢者雇用が可能な業種の存在はとて大きいので、市場化テスト案件の年齢制限の引き上げ等について、推進していきたいとの言葉をいただき、聴取会は終了しました。

東京ビル政連ではこの後も、業界発展のため、着実に要望活動を続けて参ります。

平成 27 年 10 月 6 日

東京ビルメンテナンス政治連盟

平成 28 年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

本年 6 月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となるものですが、その方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 品確法の対象となっている「特殊法人等」については、入札契約適正化法施行令において限定列举されており、国立病院機構や国立大学等は対象となっていません。すべての特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等も改正品確法の対象としていただきたい。

イ 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。

ウ 国土交通省は、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成 27 年 1 月)について、公共工事の発注者に加え、「民間発注者団体の長」及び「発注関連事業団体の長」に参考送付しています。今回のガイドラインについても、厚生労働省から、民間建築物のオーナー団体や不動産事業者団体に対し、参考資料として送付し、協力を依頼していただきたい。

エ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際には各省庁の判断で公表していない場合があります。原則どおり指名停止業者名を公表していただくようお願いするとともに、公表していない機関にについて、その理由をお尋ねします。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

公共サービスの改革に関する法律が施行され 8 年が経過し、市場化テストの対象となる案件も増加しておりますが、一部に問題点が表面化していますので、以下のとおり要望します。

ア 国土交通省の一部施設(国土地理院、国土技術政策総合研究所等)では、市場化テスト対象案件であるにもかかわらず、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施し、その理由を「施設の点検保守・警備・清掃といった定型化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくく」、「総合評価方式を用いない」と説明しています。たとえ「定型化している業務」であったとしても、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待できる業務」(ガイドライン)に該当すると考えられますので、他の省庁と同様、市場化テスト対象案件は総合評価落札方式の入札を実施していただきたい。

イ 市場化テスト案件において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢制限を55歳あるいは60歳と年齢上限を設けている例がありますが、高年齢者雇用安定法第5条に基づく国の責務に鑑み、年齢制限の引き上げを検討していただきたい。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

一昨年、内閣官房行政改革推進本部が発表した「競り下げ試行の検証結果の概要」は、「今後、各府省庁において、個別の案件の状況に応じて実施の適否を判断する」とし、その際に「中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と明記しています。

人件費が約8割を占める施設管理業務における「競り下げ方式」入札はダンピング受注を誘発し、ガイドラインの趣旨に反するものであり、施設管理業務を「競り下げ方式」入札の適用除外としていただきたい。

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなりました。

人手不足と人件費高騰が続く中での事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃します。また、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

以上から、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、907円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。

この点に関し、平成25年10月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

ガイドラインにおいて「予定価格の適正な設定」が示されおり、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(3) 障がい者雇用への支援策について

昨年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

平成24年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて3年間が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。

以上